

第52期  
定時株主総会  
招集ご通知  
議案・事業報告等

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

子会社による新規事業に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (13) (条文省略)	(1) ~ (13) (現行どおり)
(新 設)	<u>(14) 不動産の売買、賃貸及び管理</u>
(新 設)	<u>(15) インテリア・エクステリアデザインの企画及び制作</u>
(新 設)	<u>(16) 旅館業</u>
(新 設)	<u>(17) 料理、飲食店の経営</u>
(新 設)	<u>(18) 食料品の仕入れ及び販売</u>
(新 設)	<u>(19) 絵画及び美術工芸品の輸出入販売</u>
(新 設)	<u>(20) 美術館の経営及び美術工芸品の展示場の企画運営</u>
(新 設)	<u>(21) 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品及び装身具の輸出入販売</u>
(14) (条文省略)	<u>(22) (現行どおり)</u>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位等	取締役会 出席状況
1	再任	おお うえ せい いち ろう 大 上 誠 一 郎	男性	取締役会長 17回／18回 (94%)
2	再任	かや もり まさ かつ 栢 森 雅 勝	男性	代表取締役社長 18回／18回 (100%)
3	再任	かや もり けん 栢 森 健	男性	代表取締役専務 18回／18回 (100%)
4	再任	おお なり とし ふみ 大 成 俊 文	男性	代表取締役専務 17回／18回 (94%)
5	再任	さくら い ゆ み こ 櫻 井 由 美 子	女性	独立役員 社 外 社外取締役 17回／18回 (94%)
6	再任	こ むらさき まさ き 小 紫 正 樹	男性	独立役員 社 外 社外取締役 15回／15回 (100%)

(注) 小紫正樹氏の出席状況につきましては、2024年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おお うえ せい いち ろう 大 上 誠 一 郎 (1963年 2月15日生)	1990年 9月 当社入社 2003年 4月 情報システム事業部 岡山営業所 所長 2008年 4月 制御システム事業セクタ 営業グループ 副グループ長 2010年 4月 制御システム事業セクタ 営業グループ グループ長 2014年 4月 制御システム事業部 事業部長 2014年 6月 当社取締役 制御システム事業部 事業部長 2017年 4月 当社常務取締役 制御システム事業部 事業部長 兼 事業開発室 室長 兼 情報システム事業部担当 2017年 6月 元気(株) 取締役 ダイコク産業(株) 取締役 アロフト(株) 取締役 2019年 4月 当社代表取締役社長 2019年 6月 DAXEL(株) 取締役 2023年 4月 当社取締役会長 (現任) 2024年 4月 西本産業(株) 取締役 (現任) 2024年 8月 (株)Stadd 取締役 2024年 9月 (株)ログオンシステム 取締役 (現任)	3,939株
<選任理由> 大上誠一郎氏は、情報システム事業部門を中心に多くの知見を蓄積した後、2014年4月からは制御システム事業部門の責任者を務め、2019年3月までは新規事業を担当する事業開発室室長も務めた後、2019年4月より代表取締役社長として当社グループの経営をリードしてきました。2023年4月からは取締役会長に就任し、その幅広い経験と見識が当社グループの新規事業への推進及び経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	かや もり けん 栢 森 健 (1970年 8月29日生)	2000年 6月 当社取締役 経営管理室担当 2001年 4月 当社取締役 経営企画室 室長 2002年 6月 当社常務取締役 経営企画室 室長 2005年 4月 当社代表取締役専務 2006年 3月 DAXEL(株) 取締役 2007年 4月 当社代表取締役専務 経営管理本部 本部長 2012年 4月 当社代表取締役専務 経営本部 本部長 2013年 3月 ダイコク産業(株) 取締役 2017年 4月 当社代表取締役専務 (現任)	445,192株
<選任理由> 栢森健氏は、当社で長年にわたり経営企画・管理部門に携わり、経営基盤の強化に貢献しております。2007年4月より経営管理本部本部長を務めるなど、その豊富な経営者としての経験と見識が当社グループの経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	おお なり とし しみ 大 成 俊 文 (1966年 2月 5日生)	1995年 8月 当社入社 2010年 4月 情報システム事業セクタ 営業センタ 九州支店 支店長 2012年 4月 情報システム事業部 営業本部 九州支店 支店長 2015年 4月 情報システム事業部 営業本部 本部長 兼 営業企画部 部長 2016年 4月 情報システム事業部 事業部長 2017年 6月 当社取締役 情報システム事業部 事業部長 2019年 4月 当社常務取締役 情報システム事業部 事業部長 兼 事業開発室 室長 2020年 4月 当社常務取締役 情報システム事業部 事業部長 2023年 4月 当社代表取締役専務 管理統括部 統括部長 2023年 6月 元気(株) 取締役(現任) ダイコク電機コミュニケーションPLUS(株) 取締役(現任) 2025年 4月 当社代表取締役専務 コーポレートマネジメント統括部 統括部長(現任)	4,561株
<選任理由> 大成俊文氏は、当社で長年にわたり情報システム事業部門に携わり、2016年4月より情報システム事業部門の責任者を務めてきました。 2023年4月からは代表取締役専務に就任し、その豊富な営業経験と事業部門に関する高い見識が当社グループの業務執行の推進及び経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	さくら い ゆ み こ 櫻 井 由 美 子 (1969年 3月 1日生)	1992年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年 1月 櫻井由美子公認会計士事務所開設 同事務所 所長 (現任) 2009年 6月 (株)東祥 社外監査役 2010年 8月 (株)アイケイ 社外監査役 2014年 6月 (株)プロトコーポレーション 社外取締役 2016年 8月 (株)アイケイ 社外取締役 (監査等委員) 2019年 6月 (株)ジェイテクト 社外監査役 2022年 6月 当社社外取締役 (現任) 2024年 6月 フタバ産業(株) 社外監査役 (現任) (株)ジェイテクト 社外取締役 (現任)	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割&gt;</p> <p>櫻井由美子氏は、公認会計士として、財務及び会計分野に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、その知識と見識を当社の企業経営の監督に生かしていただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p>選任後は当社の社外取締役として財務・会計や資本政策の分野における役割発揮を期待しております。また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	小 紫 正 樹 (1953年 4月10日生)	1977年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 1984年 6月 日本輸出入銀行審査部 調査役 1991年 6月 OECD日本政府代表部 一等書記官・参事官 1997年 6月 JETROシンガポール電子技術部 部長 2002年 4月 早稲田大学 非常勤講師 6月 経済産業省 大臣官房情報システム管理課長 2004年 6月 中小企業基盤整備機構 理事 2006年 7月 財団法人金属系材料研究開発センター 専務理事 2017年 3月 一般財団法人金属系材料研究開発センター 副理事長〈代表理事〉兼 専務理事（現任） 2018年 4月 一般財団法人日本鉄鋼協会 理事（現任） 2019年10月 公益財団法人川島蘇生会 理事（現任） 2024年 6月 当社社外取締役（現任）	2,000株
	<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割&gt;            小紫正樹氏は、経済産業省において科学技術政策や情報システム政策担当を歴任し、IT分野に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、経営陣とは独立した意見やグローバルな視野で企業経営を監督できる有識者であるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。            選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者 櫻井由美子氏及び小紫正樹氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者について  
 (1) 独立性について
- ① 社外取締役候補者は、いずれも、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）ではなく、過去10年間に該当したこともありません。また、過去2年間に合併等により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
  - ② 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
  - ③ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）と三親等以内の親族関係はありません。
  - ④ 当社は社外取締役候補者櫻井由美子氏及び小紫正樹氏について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

- ⑤ 社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は櫻井由美子氏及び小紫正樹氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- (2) 就任してからの年数について
- ① 櫻井由美子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  - ② 小紫正樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(3) 責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材をむかえることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、現社外取締役全員と会社法第427条第1項及び当社定款第26条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、賠償責任限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は櫻井由美子氏及び小紫正樹氏と上記契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

## 【ご参考】各取締役候補者に対して特に期待する分野

第2号議案が承認された場合の取締役会の構成は以下のとおりです。

当社は取締役候補者に対し、以下の分野について特に期待しております。

No.	氏名	当社が特に期待する分野						
		事業戦略	人材開発	コンプライアンス	財務	成長戦略 (新規事業・M&A)	DX	サステナビリティ・ESG
1	大上誠一郎	○				○		○
2	栢森 雅勝	○				○	○	○
3	栢森 健			○	○			○
4	大成 俊文		○				○	○
5	櫻井由美子	○			○			○
6	小紫 正樹	○				○	○	

### 第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち、監査役中島健一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名						現在の当社における地位等	
再任	なか 中	しま 島	けん 健	いち 一	男性	社 外	社外監査役

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
なかしまけんいち 中島健一 (1968年2月14日生)	1995年4月 名古屋弁護士会登録 2001年4月 中島総合法律事務所開設 同事務所 所長(現任) 2004年4月 名城大学大学院法務研究科 助教授 2006年4月 三重県市町公平委員会 委員長(現任) 2007年4月 名城大学大学院法務研究科 教授 2014年4月 愛知県弁護士会 副会長 2016年4月 名古屋簡易裁判所 調停委員(現任) 2019年6月 尾張精機株式会社 取締役(監査等委員) 2021年6月 当社社外監査役(現任) 2023年1月 財務省入札等監視委員会 委員(現任)	0株
<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 中島健一氏は弁護士の資格を持ち、当社業務執行の適法性の確保において、高度な法律面の見識を監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者としました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 監査役候補者 中島健一氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者について  
(1) 社外監査役としての独立性について  
① 社外監査役候補者は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)となったことはありません。社外監査役候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)であったことはありません。  
② 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。  
③ 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)と三親等以内の親族関係はありません。  
④ 在任中に不正な業務執行が行われていた事実及びその事実の発生防止及びその発生後の対応について該当ありません。  
(2) 就任してからの年数について  
中島健一氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 責任限定契約について  
当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、現監査役全員と会社法第427条第1項及び当社定款第33条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、賠償責任限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、監査役候補者の選任が承認された場合、当社は中島健一氏と上記契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

#### 第4号議案 第52期役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名及び監査役4名に対し、当事業年度の功労に報いるため、役員賞与総額247,610,000円(取締役4名分226,030,000円、社外取締役2名分2,500,000円、監査役4名分19,080,000円)を支給することとしたいと存じます。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該方針をもとに代表取締役社長が算出した額を報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会での審議後、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

また、監査役につきましては監査役の協議により、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該方針をもとに監査役の協議により総額を定め、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復、設備投資の再開などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格の高止まり、円安の進行、海外経済の減速、地政学的リスクの継続など、先行き不透明な状況も依然として続いています。

当社グループが携わるパチンコ業界におきましては、警察庁の集計（2025年4月発表）によると、2024年12月末時点のパチンコホールの営業店舗数は6,706店（前年比94.7%）、遊技機設置台数は332万5,890台（前年比97.1%）となりました。遊技機設置台数の内訳は、パチンコ機196万9,913台（前年比94.8%）と減少が続いた一方、パチスロ機135万5,839台（前年比100.6%）と、8年ぶりに増加へと転じました。また、1店舗当たりの設置台数は496.0台と前年比+12.4台と増加し、パチンコホールの大型化が進んでおります。市場ではスマート遊技機の登場から2年余りが経過しました。当連結会計年度末時点におけるスマート遊技機の導入状況は、パチスロ機全体におけるスマートパチスロ機の設置割合は52.1%（第3四半期末比+2.0ポイント、前年同期比+15.7ポイント）、パチンコ機全体におけるスマートパチンコ機の設置割合は14.1%（第3四半期末比+2.7ポイント、前年同期比+9.4ポイント）となりました（当社「DK-S I S」データ参照）。

次に遊技機の稼動状況ですが、2025年1月～3月の期間平均で前年同期比99.7%、前年度（2023年4月1日～2024年3月31日）比較では102.0%となりました。種別稼動状況につきましては、パチスロ機は前年同期比100.2%、前年度比較で104.2%と好調に推移しました。パチンコ機は前年同期比99.0%、前年度比較で100.1%と前年とほぼ同水準で推移しました（同データ参照）。

またスマート遊技機の稼動状況を見ると、2025年1月～3月の期間平均でスマートパチンコの稼動はそれ以外の従来機と比較して121.2%、スマートパチスロの稼動はそれ以外のAT系機種と比較して127.0%となっており、パチンコ・パチスロともにスマート遊技機の方が好調な稼動となっています。

スマート遊技機は、今後もファンの支持を得ながら順調に設置割合を増やしていくと見込んでおり、スマート遊技機に対応するための設備投資需要は堅調に推移するものと思われま

す。

このような市場環境のもと、情報システム事業におきましては、スマート遊技機への移行と新紙幣流通に伴う設備投資需要に応えるため、カードユニット「VEGASIA」(ベガシア)の拡販活動を行い、改刷対応を進めました。また、スマート遊技機導入によるファンへの訴求力向上を目的とした設備需要に応えるために、前期の展示会で発表しました情報公開端末の新製品「REVOLAI」(レボラツー)、「DUALINA」(デュアリナ)の拡販活動を行い、スマート遊技機による市場変化への対応に関連したMIRAI GATEサービスのさらなる拡大を目指し、クラウドチェーン店管理システム「ClarissLink」(クラリスリンク)、周辺エリアの集客状況を提供する商圈分析サービス「Market-SIS」(マーケット-エスアイエス)、煩雑な機種入替時の作業が短時間で完了し業務効率化に貢献する「楽しく入替運用オプション」の普及を促進しました。

アミューズメント事業におきましては、2025年2月に連結子会社DAXEL株式会社の新規スマートパチスロ「ようこそ実力至上主義の教室へ」を発表しました。3月より受注を開始しており、5月7日より市場導入しております。

さらに、グループの事業領域拡大と収益基盤の強化を目的に、複数の企業への戦略的投資を実施いたしました。具体的にはディスプレイ事業を手掛ける西本産業株式会社およびシステム開発を行う株式会社Staddの子会社化に加え、飲食分野への展開として、抹茶カフェを展開する株式会社七葉の第三者割当増資を引き受けるとともに、観光分野への足がかりとして箱根ガラスの森美術館の不動産を取得いたしました。これらの取り組みにより、グループ全体の事業基盤の強化と新たな収益機会の創出を目指しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高574億15百万円(前年同期比6.6%増)、営業利益122億12百万円(同1.8%増)、経常利益122億31百万円(同1.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益77億27百万円(同8.7%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### 情報システム事業

当連結会計年度におきましては、パチンコホール経営企業において、スマート遊技機導入のための設備投資需要が継続していることに加え、新紙幣流通に伴うカードユニットの改刷対応の設備投資需要もありました。

このような市場環境のもと、『パチンコホール向け製品等』の売上は、カードユニット「VEGASIA」の販売台数は前年同期を下回ったものの、引き続き堅調に販売が推移し

ました。また、カードユニットの改刷対応や情報公開端末の新製品「REVOLA II」と「DUALINA」の販売台数が好調に推移したことにより、売上は前年同期を上回りました。『サービス』の売上は、主要なサービスが堅調に推移し、スマート遊技機登場による市場変化への対応に関連したMIRAI GATEサービスの加盟店舗数が増加したこともあり、売上は前年同期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は521億26百万円（前年同期比5.5%増）、営業利益144億6百万円（同1.4%減）となりました。

#### アミューズメント事業

当連結会計年度におきましては、当社のパチンコ向けハードビジネス終息に向け、表示ユニットなどの販売が減少しましたが、パチンコ向けコンテンツ・ソフトの受注は増加しました。また、連結子会社元気株式会社のゲーム事業における「首都高バトル」の新タイトルリリースによる販売好調も寄与し、売上は前年同期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は44億51百万円（前年同期比1.1%減）、営業利益3億56百万円（前年同期は営業損失3億90百万円）となりました。

#### その他

その他につきましては、売上高は8億89百万円、セグメント損失1億78百万円となりました。

（注）セグメント業績の金額には、セグメント間取引が含まれております。

## 2. 事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

区 分	前 連 結 会 計 年 度		当 連 結 会 計 年 度		前年同期比(%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
情報システム事業	49,412	91.7	52,126	90.8	105.5
アミューズメント事業	4,449	8.3	4,401	7.7	98.9
そ の 他	—	—	887	1.5	—
合 計	53,861	100.0	57,415	100.0	106.6

（注）上記金額には、セグメント間取引は含まれておりません。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、58億76百万円となりました。その主なものは、製品用ソフトウェアのバージョンアップ及び社内サーバー設備等の整備を行ったこと、及び「箱根ガラスの森美術館」として運営する固定資産の取得によるものであります。

### 4. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### 5. 対処すべき課題

厳しい市場環境の中、次期売上目標を達成するために、事業セグメントごとに以下の事項を「対処すべき課題」として取り組み、業績向上に努力してまいります。

#### 情報システム事業

- ① ホール運営を集約化する新たなプラットフォームを構築し、多岐にわたるホール業務のデータや作業を可視化・一元運用することで、ホール経営企業の運営効率最大化を実現する提案を強化します。
- ② パチンコホールの集客訴求に向けた新たな仕組みを構築し、ファンのニーズに即したマーケティング戦略を実現することで、ホール経営企業の集客力向上に貢献する施策を推進します。
- ③ クラウドを活用したMGコアサービスの刷新とデータ連携の強化を通じて、多様なデータソースの統合およびAI化を推進し、営業戦略の精度向上と高度な意思決定を支援するサービス提供に取り組みます。
- ④ 社内DXの推進により業務プロセスの刷新と社員のデジタルスキル向上を実現し、同一リソースで最大限の成果を生み出すパートナーシップとカスタマーサポート体制を構築することで、当社の提供価値の向上を図ります。

#### アミューズメント事業

- ① パチスロ企画開発体制の強化を図り、企画立案から出玉設計までの機能を内製化・高度化することで、自社機の商品力向上を目指します。
- ② 継続的なコンテンツ出資によって有望な作品を確保し、それらの広報展開や商品化を推進することで、コンテンツ事業の育成と成長を図ります。

- ③ 開発対応力および品質の向上に取り組み、パチンコソフトの受託開発を通じた安定的な収益確保を継続します。また、直販体制の構築と内製比率の向上により、収益力の強化を図ります。
- ④ 受託開発事業の領域拡大と利益率の改善に取り組むとともに、自社タイトルにおけるリピートビジネスやストック型ビジネスの構築、新たなIPの創出・発掘を通じて、主力製品の創出と持続的成長を目指します。

#### その他

- ① 案件別収益管理の徹底、ディスプレイ領域の拡大、グループ内シナジーの創出に取り組みます。
- ② AIを活用した製品開発、人材の育成・強化を通じて、DX推進による収益性の改善を図ります。
- ③ SNSを活用した集客力の向上と、滞在時間の拡大による収益力の向上を図ります。
- ④ IPビジネスの確立を目指し、イベントの規模拡大、原作・権利ビジネスの収益化、海外展開の推進に取り組みます。

## 【ご参考】サステナビリティに関する考え方及び取り組み

当社は、サステナビリティ活動を持続的かつ体系的に推進し、「中期経営計画2022～2024」（2021年11月24日公表）に掲げるESGやSDGsを重視した経営を推進するため、「サステナビリティ基本方針」を策定し、「マテリアリティ（重要課題）」を特定しました。

全てのステークホルダーの期待に応えるべく、経営理念である「イノベーションによる新しい価値づくりを通じ、これからも一貫して持続的な成長を果たしてまいります」に基づき、中長期的な企業価値を創出してまいります。

### 「サステナビリティ基本方針」

ダイコク電機グループは、経営理念に基づく事業活動を通じて社会課題を解決し、ステークホルダーの皆さまとともに、持続可能な社会の実現とグループの成長を目指します。

### 「マテリアリティ（重要課題）」

ESG	マテリアリティ	取り組みテーマ	SDGs
E	<p><b>地球環境への貢献</b></p> <p>事業活動による環境負荷の軽減をはかるとともに、脱炭素社会へ寄与する製品・サービスを提供</p>	<p>温室効果ガス(CO2など)排出量の削減 省エネルギー対策 再生可能エネルギーの活用 廃棄物抑制、リサイクルの推進 グリーン製品・サービスの提供</p>	     
S	<p><b>人材活躍の推進</b></p> <p>社員が個々の能力を最大限に発揮でき、働きがいのある職場環境・組織風土の改革を推進</p>	<p>ダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進 人材育成、社員教育の推進 働き方改革の推進</p>	  
	<p><b>イノベーションによるソリューション提供</b></p> <p>新技術へ積極的に取り組み新たな価値を創造し、社会課題を解決する製品・サービスを提供</p>	<p>AI、クラウドを活用した製品・サービスの提供 DX、省力化、省人化につながる製品・サービスの提供 内作化による社内技術の向上 社内におけるDXの推進</p>	
	<p><b>依存症への対応</b></p> <p>社会課題である依存症問題への対応、予防</p>	<p>依存症を予防する製品・サービスの提供 パチンコホールの依存症対応に役立つ製品・サービスの提供</p>	
G	<p><b>ガバナンスとコンプライアンスの強化</b></p> <p>不正を未然に防止する体制・監督機能を強化し、法令遵守や誠実・公平・公正な事業慣行を徹底</p>	<p>実効性の高いコーポレートガバナンス体制の追求 コンプライアンス行動基準の浸透・実践 情報セキュリティの強化</p>	  

## 「当連結会計年度における主な取り組み」

### E：地球環境への貢献

- ① TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に対応するため、スコープ1,2,3について算定しました。
- ② 環境関連の戦略や取り組みなどを評価・認定する国際的な非営利団体CDPから、気候変動対応への取り組みで、前年度に引き続きマネジメントレベル「B」スコアを獲得しました。

### S：イノベーションによるソリューション提供

- ① 名古屋市と岩手県陸前高田市との「絆交流」の一環として、陸前高田市立中学校の生徒に、当社が常設教室を運営している小学生向けプログラミング教室『ロボキューブ』において、職場体験をしていただきました。
- ② パチンコホール従業員の耳への負担を軽減し、騒音問題から守るインカム接続用ノイズキャンセリングイヤホン「Wellph」を2024年度に販売し、多くのホール従業員の方にご利用いただいております。

### S：人材活躍推進

- ① 愛知県ファミリー・フレンドリー企業としてワークライフバランスに取り組み、2021年から継続している男性育休取得100%の実績が評価され、愛知県労働局より男性育休取得促進・企業取組事例として取材を受けました。

### S：依存症への対応

- ① 社会課題であるギャンブル依存症への対応策の一つとして、ギャンブル依存症チェックゲーム第2弾「賢者のおしえ」をリリースしました。

今後も、持続可能な社会の実現と当社グループの成長に向けて、「マテリアリティ（重要課題）」を中心に推進してまいります。

## 6. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第49期 (2021年度)	第50期 (2022年度)	第51期 (2023年度)	第52期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高 (百万円)	24,390	31,824	53,861	57,415
経常利益 (百万円)	1,367	4,260	12,102	12,231
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,228	2,927	8,464	7,727
1株当たり当期純利益 (円)	83.13	198.05	572.60	526.84
総資産額 (百万円)	41,489	48,298	59,281	57,266
純資産額 (百万円)	31,141	33,399	40,720	45,287

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第49期 (2021年度)	第50期 (2022年度)	第51期 (2023年度)	第52期 (当事業年度) (2024年度)
売上高 (百万円)	23,161	30,354	52,695	54,741
経常利益 (百万円)	1,338	4,466	12,870	12,308
当期純利益 (百万円)	1,060	3,007	8,666	7,634
1株当たり当期純利益 (円)	71.75	203.44	586.24	520.49
総資産額 (百万円)	40,220	47,319	58,421	55,601
純資産額 (百万円)	30,013	32,359	39,846	44,310

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均済株式数（自己株式を除く）に基づき計算しております。なお、期中平均株式数の算定上控除する自己株式数には、株式給付信託財産として「株式会社日本カストディ銀行（信託口）」が保有する当社株式が含まれております。また、期中平均株式数の算定上控除する自己株式数には「株式需給緩衝信託®」において取得した当社株式数を、期中平均株式の計算において控除する自己株式に含めております。

## 7. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

## (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
元気株式会社	100百万円	100.0%	アミューズメントソフトの企画・開発・販売
D A X E L 株式会社	40百万円	100.0%	パチスロ遊技機の企画・開発・製造・販売
ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社	35百万円	100.0%	パチンコホール支援サービスの企画・販売
アロフト株式会社	50百万円	100.0%	パチンコ遊技機用ソフトの企画・開発
株式会社グローバルワイズ	100百万円	98.3%	クラウドサービス等のシステム開発
西本産業株式会社	50百万円	99.9%	ディスプレイ・装飾及びメンテナンス事業、レンタルマット及び清掃事業等
株式会社 S t a d d	81百万円	100.0%	スマートデジタルサービスの企画・開発・運営、システム開発
株式会社箱根ガラスの森リゾート	65百万円	100.0%	箱根ガラスの森美術館の運営
株式会社ライリィ	10百万円	100.0%	組み込みソフト受託開発
株式会社 L I L I U M	90万円	100.0%	各種イベントの企画、製作、運営及び管理
株式会社ログオンシステム	15百万円	100.0%	コンピュータソフトウェアの開発・設計、プログラム開発

(注) 「ダイコク産業株式会社」は、2024年4月1日付で「ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社」に社名変更しております。

## (2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 8. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業内容	主要な製品
情報システム事業	パチンコホール向けコンピュータシステムの開発、製造、販売
アミューズメント事業	パチンコ、パチスロ遊技機に関わるハードウェアの開発、製造、販売、ソフト開発

## 9. 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当 社	本 社	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目43番5号
	事 業 所	坂下 (愛知県)、春日井 (愛知県)、 外神田OSオフィス (東京都)
	支 店	東日本 (東京都)、中部 (愛知県) 西日本 (大阪府)、九州 (福岡県)
	営 業 所	札幌 (北海道)、盛岡 (岩手県)、仙台 (宮城県)、茨城 (茨城県)、 北関東 (埼玉県)、新潟 (新潟県)、金沢 (石川県)、松本 (長野県)、 静岡 (静岡県)、岡山 (岡山県)、高松 (香川県)、広島 (広島県)、 鹿児島 (鹿児島県)
元 気 株 式 会 社	本 社	東京都中野区
D A X E L 株 式 会 社	本 社	愛知県名古屋市
ダイワ電機コミュニケーションPLUS株式会社	本 社	愛知県名古屋市
ア ロ フ ト 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
株式会社グローバルワイズ	本 社	愛知県名古屋市
西 本 産 業 株 式 会 社	本 社	埼玉県草加市
株 式 会 社 S t a d d	本 社	東京都千代田区
株式会社箱根ガラスの森リゾート	本 社	愛知県名古屋市
株 式 会 社 ラ イ リ ャ	本 社	群馬県高崎市
株式会社L I L I U M	本 社	東京都墨田区
株式会社ログオンシステム	本 社	北海道札幌市中央区

## 10. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
736名	92名増

(注) 従業員数が前期末に比較して増加した主な理由は、西本産業株式会社と株式会社Staddが連結子会社となったことによるものであります。

### (2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
423名	30名増	46.7歳	19.2年

(注) 従業員数が前期末に比較して増加した主な理由は、従来子会社からの出向者であった社員を当社の嘱託社員として雇用したことによるものであります。  
なお、従業員数は就業人員であり、他社への出向者38名は含まれておりません。

## 11. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 66,747,000株
2. 発行済株式の総数 14,797,232株（自己株式1,279株を含む。）
3. 株主数 19,426名
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
円谷フィールズホールディングス株式会社	1,989,800株	13.44%
株式会社 K C プラス	1,199,200株	8.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	965,300株	6.52%
栢 森 雅 勝	904,705株	6.11%
公益財団法人栢森情報科学振興財団	750,000株	5.06%
株式会社 大黒屋	750,000株	5.06%
栢 森 新 治	510,000株	3.44%
栢 森 美 智 子	490,000株	3.31%
栢 森 健	445,192株	3.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	444,500株	3.00%

（注）持株比率は自己株式1,279株を控除して計算しております。

株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数313千株は、当社が導入している「従業員向け株式交付信託（RS 信託）」に係る当社株式であります。なお、当該株式は発行済株式の総数から控除する自己株式には含まれておりません。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,172株	4名

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼 職 の 状 況
取締役会長	大上誠一郎	西 本 産 業 株 式 会 社 取 締 役 株 式 会 社 S t a d d 取 締 役 株 式 会 社 ロ グ オ ン シ ス テ ム 取 締 役
※ 取締役社長	栢 森 雅 勝	元 気 株 式 会 社 取 締 役 D A X E L 株 式 会 社 取 締 役 ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社 取 締 役 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ワ イ ズ 取 締 役 西 本 産 業 株 式 会 社 取 締 役 株 式 会 社 S t a d d 取 締 役 株式会社箱根ガラスの森リゾート 取 締 役 株 式 会 社 L I L I U M 取 締 役 株 式 会 社 ロ グ オ ン シ ス テ ム 取 締 役
※ 専務取締役	栢 森 健	-
※ 専務取締役	大 成 俊 文	管 理 統 括 部 統 括 部 長 元 気 株 式 会 社 取 締 役 ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社 取 締 役
取 締 役	櫻井由美子	公 認 会 計 士 (櫻井由美子公認会計士事務所 所長) フ タ バ 産 業 株 式 会 社 社 外 監 査 役 株 式 会 社 ジ ェ イ テ ク ト 社 外 取 締 役
取 締 役	小 紫 正 樹	一般財団法人金属系材料研究開発センター 副理事長〈代表理事〉兼 専務理事 一 般 財 団 法 人 日 本 鉄 鋼 協 会 理 事 公 益 財 団 法 人 川 島 蘇 生 会 理 事
常勤監査役	西 尾 光 生	元 気 株 式 会 社 監 査 役 D A X E L 株 式 会 社 監 査 役 ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社 監 査 役 ア ロ フ ト 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ワ イ ズ 監 査 役 西 本 産 業 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 S t a d d 監 査 役 株式会社箱根ガラスの森リゾート 監 査 役 株 式 会 社 ラ イ リ ャ 監 査 役 株 式 会 社 L I L I U M 監 査 役 株 式 会 社 ロ グ オ ン シ ス テ ム 監 査 役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	中 島 健 一	弁 護 士 (中島総合法律事務所 所長) 三重県市町公平委員会 委 員 長 名古屋簡易裁判所 調 停 委 員 財務省入札等監視委員会 委 員
監 査 役	森 田 幸 典	明治安田生命保険相互会社 顧 問
監 査 役	今 井 宣 之	公 認 会 計 士 (公認会計士今井宣之事務所 所長)

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. 取締役櫻井由美子氏及び小紫正樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、櫻井由美子氏及び小紫正樹氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届出ております。
3. 監査役中島健一氏、森田幸典氏及び今井宣之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役今井宣之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年6月26日開催の第51期定時株主総会において、小紫正樹氏が取締役に、西尾光生氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2024年6月26日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、足立芳寛氏は取締役に、任期満了により退任いたしました。
7. 2024年6月26日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、吉川幸治氏は常勤監査役に、辞任により退任いたしました。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、2025年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	加 藤 忠 芳	情報システム事業部 事業部長
上 席 執 行 役 員	尾 関 貴 夫	経営企画室 室長
執 行 役 員	牧 久 視	AMS 統括部 統括部長 兼 生産部 部長
執 行 役 員	岡 本 篤 憲	コーポレートマネジメント統括部 副統括部長
執 行 役 員	石 原 敬 久	情報システム事業部 事業戦略室 室長
執 行 役 員	猪 飼 俊 光	情報システム事業部 営業本部 本部長
執 行 役 員	飯 田 康 晴	情報システム事業部 MG開発本部 本部長 兼 MG推進部 部長
執 行 役 員	入 江 明	コーポレートマネジメント統括部 P E 推進室 副室長 兼 ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社 出向

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び記名子会社（元気株式会社・DAXEL株式会社・ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社・アロフト株式会社・株式会社グローバルワイズ・西本産業株式会社・株式会社ライリィ・株式会社LILLIUM・株式会社ログオンシステム・株式会社箱根ガラスの森リゾート）の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

#### ①当該方針の決定の方法

方針（方針に基づいて定める規程や基準を含む）の決定権は取締役会に属し、報酬諮問委員会は、その決定過程において意見を述べるすることができます。

#### ②当該方針の内容の概要

##### ア.基本方針

当社は、独立取締役を委員長とした報酬の決定を目的とする報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬は固定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（役員賞与として株主総会の承認決議を経て支給）及び退職慰労金（退任時に一括又は分割支給）から成る現金報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬にて構成されており、取締役の業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値向上に資するよう、各取締役の役位、当社の業績、経営環境等を考慮した報酬体系としております。

##### イ.固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の月額報酬は、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議により定められた報酬総額の上限額（月額20百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分は

含まない。)において、代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた基準に基づき算定した額を、報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会で審議後、取締役会へ上程し、その決議をもって個人別の月額報酬額を決定いたします。

#### ウ.業績連動報酬の内容及び額の算定方法、個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（役員賞与）につきましては、代表取締役社長が、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、経営環境、従業員に対する賞与の支給基準、各取締役の役位等を総合的に勘案し算出しております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標及び業務執行の成果を測る指標として、最も適切と考えられるためです。代表取締役社長は算出した額を報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会で審議の後、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各取締役への支給額については、株主総会の承認決議後、その支給額の範囲内において、役位及び貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長が配分し、取締役会で決定いたします。

#### エ.退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、「取締役退職慰労金規程」に基づき代表取締役社長が算定し、報酬諮問委員会にて審議後、取締役会への上程を経て株主総会議案としており、株主総会の承認決議後、取締役会にて支給額及び支給方法等を決定いたします。

#### オ.譲渡制限付株式報酬の内容及び個人別の報酬額の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬額は、定時株主総会の決議（2024年6月26日）により定められた報酬総額の上限額（年間160百万円以内、ただし支給対象者には社外取締役を含まない。）において、代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた基準（同一年度内に支給される業績連動報酬額の20%以下）に基づき算定した額を、報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会で審議後、取締役会へ上程し、その決議をもって決定いたします。また、報酬として各個人に割り当てる株式の数は、承認された個人別の報酬額及び予め定められた基準日における株式の市場価格に基づき、支給対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。これにより支給される譲渡制限付株式の総数は年間40,000株を上限とし、支給対象者との契約において、30年の譲渡禁止期間が設定されるほか、一定の条件により譲渡制限が解除され、あるいは譲渡制限が解除されることなく会社が無償取得する旨が定められます。

- ③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が予め定められた基準に基づき算定した報酬案を、報酬諮問委員会において審議し、取締役会において決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## (2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ①当該方針の決定の方法

方針（方針に基づいて定める規程や基準を含む）は監査役の協議により決定いたします。

### ②当該方針の内容の概要

#### ア.固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

監査役の月額報酬は、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議により定められた報酬総額の上限額（月額3百万円以内）の範囲において、監査役の協議をもって個人別の月額報酬額を決定いたします。

#### イ.業績連動報酬の内容及び額の算定方法、個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（役員賞与）につきましては、各監査役に期待される職務を基準に、連結業績及び当該監査役の評価をもって総合的に勘案し、監査役の協議により総額を定め、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各監査役への支給額については、監査役の協議により決定いたします。

#### ウ.退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、「監査役退職慰労金規程」に基づき監査役の協議により算定し、取締役会への上程を経て株主総会議案としており、株主総会の承認決議後、監査役の協議にて支給額及び支給方法等を決定いたします。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬については、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議に定められた報酬総額の上限額（月額20百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた算定基準に基づき算定した額を報酬諮問委員会に提出、報酬諮問委員会で審議後に取締役会へ上程し、その決議をもって決定いたします。なお、当該決議時の取締役は6名です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、第51期定時株主総会（2024年6月26日）において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額160百万円以内、株式の上限を年40,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役は4名です。

監査役については、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議に定められた報酬総額の上限額（月額3百万円以内）の範囲において、監査役の協議により決定いたします。なお、当該決議時の監査役は4名です。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

単位：百万円

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金	
取締役	315	70	228	16	7
(うち社外取締役)	(8)	(6)	(2)	(-)	(3)
監査役	34	15	19	-	5
(うち社外監査役)	(12)	(9)	(3)	(-)	(3)
合計	350	86	247	16	12

(注) 1. 業績連動報酬(役員賞与)につきましては、「(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき算定、決定しております。なお、算定に係る指標の目標及び実績は、連結営業利益は目標42億円に対し実績は122億12百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は目標30億円に対し、実績は77億27百万円となりました。監査役の実績連動報酬(役員賞与)につきましては「(2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき算定、決定しております。

2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

## 5. 社外役員に関する事項

## (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役櫻井由美子氏が所長を務める櫻井由美子公認会計士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏はフタバ産業株式会社の社外監査役及び株式会社ジェイテクトの社外取締役であります。いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役小紫正樹氏が副理事長〈代表理事〉兼専務理事を務める一般財団法人金属系材料研究開発センター、理事を務める一般財団法人日本鉄鋼協会及び公益財団法人川島蘇生会と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役中島健一氏が所長を務める中島総合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役森田幸典氏が顧問を務める明治安田生命保険相互会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役今井宣之氏が所長を務める公認会計士今井宣之事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	櫻井由美子	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、公認会計士としての専門的な知識と見識等に基づき客観的で広範な視点から、健全かつ効率的な経営の推進等について適宜助言、提言を行っております。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としてこれらの委員会に出席し、客観的な観点から意見を述べております。
取締役	小紫 正樹	当期開催の取締役会15回のうち15回に出席し、IT分野に関する専門的な知識と見識等に基づき客観的で広範な視点から、健全かつ効率的な経営の推進等について適宜助言、提言を行っております。また、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
監査役	中島 健一	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言、提言を行っております。
監査役	森田 幸典	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に元警察庁における豊富な経験と見識等から適宜助言、提言を行っております。
監査役	今井 宣之	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜助言、提言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 小紫正樹氏の出席状況につきましては、2024年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

## V. 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人
2. 報酬等の額及び監査役会が同意した理由

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役会、社内各部署の状況を把握した上で、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

3. 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人が下記の事項に抵触したと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。  
(1) 法の規定による欠格事由に該当する場合  
(2) 当局等により重大な処分等を受けた場合  
(3) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠った場合  
(4) 会計監査人としてふさわしくない非行があった場合  
(5) その他株主利益を損なうおそれがあると判断した場合

## VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の概要  
当社の取締役会において決議いたしました内部統制システムに関する基本的な考え方の概要は以下のとおりであります。  
(1) 取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 顧問弁護士を含むコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（CPR委員会）を設置し、定期的に委員会を開催する。
  - ② コンプライアンスの推進については、CPR委員会が中心となって、取締役や使用人等の遵法意識向上に重点を置いた施策を計画し実施していく。
  - ③ コンプライアンスの相談・通報体制（2004年度設置）を設け、通報者の保護に配慮しつつ、効果的かつ迅速なリスク情報の収集とその対応を実現していく。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)については、文書管理規程等に基づき機密性、検索性、保存性、保管媒体の特性、利用可能性等を考慮した保管・管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化をはかる。
  - ② CPR委員会主導のもと、各部門におけるリスクの洗い出しを行い、各部門個別のリスクに関して、ルール、基準等の策定その他リスクの予防、回避のために有効と思われる施策についての検討、実施の継続を可能にする体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
十分かつ正確な情報に基づく迅速かつ確な経営判断を目的として、情報の収集、伝達、共有化の適正に配慮しつつ、会議体の設置、構成、分掌、運営等についてのルール、基準等を整備する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
経営管理については、グループ会社管理規程に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法をルール化し、各グループ会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、グループ会社の経営情報及びリスク情報を把握する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する事項
- ① 監査役の要望があれば速やかに、監査役の業務補助のため監査役補助人を置くこととする。
  - ② 監査役補助人の募集、選考等の手続は人事担当部門が行い、その選定は監査役会の決定をもって行う。
- (7) 上記使用人等の取締役からの独立性に関する事項  
監査役補助人の人事考課は監査役会が行い、人事異動については監査役会の決定に基づき、監査役と人事担当取締役が協議して実施する。

- (8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人等は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度速やかに報告する。
  - ② 監査役に対し、取締役会その他の重要会議（以下これらを「重要会議等」という）への出席及び質問の機会を保証するものとし、重要会議等の運営上のルール策定において考慮する。
  - ③ 監査役が監査業務の遂行に必要な場合は、当該取締役会に対して、補助人員の提供、事業所への立入、資料の開示等について協力もしくは援助を求めることができるものとし、監査業務に支障が生じた場合は、取締役に対し、当該支障の原因となった事由について排除、改善等の措置を要請することができる。
  - ④ 前項については、グループ会社についても同様の処置を講ずるものとする。
  - ⑤ 監査役が職務を遂行するために必要な情報（子会社に関する情報を含む）を適切に収集できるよう、グループ会社各社の規模や体制に応じた、適切かつ効率的なルールを整備し、運用する。
  - ⑥ 監査役への報告、情報提供等（以下これらを「報告等」という）はコンプライアンスの目的に適うとの認識に立ち、コンプライアンス行動方針において明示する通報者に対する保護と同様の保護を報告者に与えるほか、報告等を行った者に対する不当な処置は、制裁の対象とする。
  - ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還については、監査役の請求に従い速やかに支払いの処理ができるよう関係の規程を整備、運用する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1年間）における実施状況は、次のとおりであります。

- (1) 取締役会を20回開催し（書面決議を含む）、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- (3) コンプライアンス及びリスク管理、情報安全管理、内部及び外部通報制度、財務報告に係る内部統制の円滑な運営のため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会（CPR委員会）を4回開催し、内部統制に係る諸活動を推進いたしました。

- (4) CPR委員会主導のもと、各部門の身近なリスク抽出・検討活動を半期に一度実施しました。その中から全社員が共有すべき日常行動の基本的な考え方及び判断基準をコンプライアンスガイドラインとしてまとめ、周知徹底をはかるとともに、コンプライアンス意識の向上に努めています。
- (5) 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）の情報保存管理については、文書管理規程等に基づき、情報管理及び機密情報漏洩の防止に努めております。
- (6) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、リスク情報、不正・誤謬情報、内部統制の不備情報の収集及び対策・是正措置等の審議を行うため、財務報告会を4回開催し、内部統制体制の機能強化をはかりました。

### 3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、いわゆる買収防衛策を定常的に準備することを方針とはいたしません。

しかしながら、大量株式取得を企図する買収者が現れた場合には、当該買収者が掲げる買収の目的、買収後の経営計画その他のあらゆる情報を精査するとともに、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な情報の開示と株主権の行使機会の確保に配慮しつつ、適切な対応を行います。

取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない公開買い付けなど、中長期的な視点を欠いた大量株式取得行為については、株主の利益を考慮しつつ、適切な対応を行います。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の増大をはかりながら、株主の皆さまに利益還元をはかることを経営の最重要課題と考え、事業環境や収益の状況、配当性向等を総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針とし、業績に応じた利益還元を行っております。

配当金額、配当時期につきましては、取締役会において慎重に検討し決定いたします。

内部留保資金につきましては、長期的視野に立った新規事業への展開及び事業の効率化を目的とした投資に活用し、一層の市場競争力や収益性向上をはかりたいと考えております。

第52期の配当金につきましては、上記方針に則り、期末配当を80円とし、中間配当40円と合わせて通期で1株当たり合計120円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>＜資産の部＞</b> <b>流 動 資 産</b>	<b>36,122,959</b>	<b>＜負債の部＞</b> <b>流 動 負 債</b>	<b>10,974,440</b>
現金及び預金	16,960,449	支払手形及び買掛金	1,970,627
受取手形	350,833	電子記録債務	2,025,046
電子記録債権	3,220,853	未払金	1,642,273
売掛金	3,607,467	未払費用	926,822
契約資産	203,755	未払法人税等	2,104,801
商品及び製品	10,670,773	契約負債	57,472
仕掛品	33,541	製品保証引当金	59,058
原材料及び貯蔵品	570,549	品質保証引当金	558,049
その他	780,616	役員賞与引当金	266,219
貸倒引当金	△275,881	従業員株式給付引当金	152,956
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,143,317</b>	その他	<b>1,211,113</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>11,184,981</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,004,402</b>
建物及び構築物	4,571,173	役員退職慰労引当金	498,270
機械装置及び運搬具	54,448	退職給付に係る負債	295,330
工具、器具及び備品	803,321	その他	210,801
土地	5,739,993	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,978,843</b>
建設仮勘定	16,043	<b>＜純資産の部＞</b>	
<b>(無形固定資産)</b>	<b>4,857,345</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>45,112,755</b>
ソフトウェア	3,714,756	資本金	700,530
のれん	1,072,257	資本剰余金	706,538
その他	70,332	利益剰余金	44,557,149
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>5,100,990</b>	自己株式	△851,463
投資有価証券	296,151	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>174,581</b>
関係会社株式	766,137	その他有価証券評価差額金	6,612
退職給付に係る資産	159,185	退職給付に係る調整累計額	167,969
繰延税金資産	863,420	<b>非支配株主持分</b>	<b>94</b>
投資不動産	832,746		
会員権	230,393		
敷金及び保証金	489,436		
その他	1,621,936		
貸倒引当金	△158,418	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>45,287,432</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>57,266,276</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>57,266,276</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	57,415,710
売上原価	30,722,622
売上総利益	26,693,087
販売費及び一般管理費	14,480,733
営業利益	12,212,354
営業外収益	
受取利息	3,008
受取配当金	7,342
受取口イヤリテイ	23,440
不動産賃貸料	77,016
その他の営業外収益	51,184
営業外費用	
支払利息	543
支払手数料	21,260
不動産賃貸費用	46,604
自己株式処分費用	58,347
その他の営業外費用	15,795
経常利益	142,550
特別利益	12,231,796
固定資産売却益	6,419
投資有価証券売却益	1,551
特別損失	
固定資産売却損	8,169
固定資産除却損	39,770
減損	686,250
投資有価証券評価損	52,772
その他の特別損失	6,270
税金等調整前当期純利益	793,234
法人税、住民税及び事業税	11,446,533
法人税等調整額	3,808,772
当期純利益	△89,711
3,719,061	7,727,472
非支配株主に帰属する当期純利益	7,727,472
親会社株主に帰属する当期純利益	44
	7,727,428

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	674,000	680,008	39,206,726	△2,713	40,558,021
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,070,104	－	△2,070,104
新 株 の 発 行	26,530	26,530	－	－	53,061
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	7,727,428	－	7,727,428
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△3,100,552	△3,100,552
自 己 株 式 の 処 分	－	△306,901	－	2,251,803	1,944,901
自己株式処分差益の振替	－	306,901	△306,901	－	－
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	26,530	26,530	5,350,422	△848,749	4,554,734
2025年3月31日残高	700,530	706,538	44,557,149	△851,463	45,112,755

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高	22,111	140,174	162,285	—	40,720,307
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,070,104
新株の発行	—	—	—	—	53,061
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	7,727,428
自己株式の取得	—	—	—	—	△3,100,552
自己株式の処分	—	—	—	—	1,944,901
自己株式処分差益の振替	—	—	—	—	—
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減	—	—	—	67	67
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△15,499	27,795	12,296	26	12,322
連結会計年度中の変動額合計	△15,499	27,795	12,296	94	4,567,125
2025年3月31日残高	6,612	167,969	174,581	94	45,287,432

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>33,488,495</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,591,625</b>
現金及び預金	14,863,958	支払手形	318,198
受取手形	336,585	電子記録債権	2,024,011
電子記録債権	3,266,019	買掛金	1,595,661
売掛金	3,304,239	未払金	1,806,465
契約資産	3,048	未払費用	760,373
商品及び製品	10,651,911	未払法人税等	1,912,332
仕掛品	9,295	契約負債	37,387
原材料及び貯蔵品	345,216	製品保証引当金	59,058
そ の 他	794,146	品質保証引当金	558,049
貸倒引当金	△85,927	従業員株式給付引当金	152,956
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,113,107</b>	役員賞与引当金	247,610
(有形固定資産)	<b>7,859,021</b>	そ の 他	1,119,523
建物	2,861,245	<b>固 定 負 債</b>	<b>699,330</b>
構築物	70,682	退職給付引当金	82,845
機械装置	43,963	役員退職慰労引当金	452,784
船舶	0	そ の 他	163,700
車両運搬具	8,053	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,290,955</b>
工具、器具及び備品	696,590	<b>純資産の部</b>	
土地	4,162,117	株 主 資 本	<b>44,286,753</b>
建設仮勘定	16,368	資 本 金	<b>700,530</b>
(無形固定資産)	<b>3,538,754</b>	資 本 剰 余 金	<b>706,538</b>
ソフトウェア	3,506,667	資 本 準 備 金	706,538
そ の 他	32,087	利 益 剰 余 金	<b>43,731,147</b>
(投資その他の資産)	<b>10,715,331</b>	利 益 準 備 金	30,000
投資有価証券	242,753	そ の 他 利 益 剰 余 金	43,701,147
関係会社株式	2,880,129	別 途 積 立 金	20,000,000
関係会社長期貸付金	13,440,026	繰 越 利 益 剰 余 金	23,701,147
繰延税金資産	640,522	<b>自 己 株 式</b>	<b>△851,463</b>
会 員	226,793	評 価 ・ 換 算 差 額 等	<b>23,892</b>
投資不動産等	3,984,108	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,892
敷金及び保証金	440,069	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>44,310,646</b>
そ の 他	1,485,020	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>55,601,602</b>
貸倒引当金	△12,624,091		
<b>資 産 合 計</b>	<b>55,601,602</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	54,741,898
売上原価	29,649,915
売上総利益	25,091,982
販売費及び一般管理費	12,859,452
営業利益	12,232,529
営業外収益	
受取利息	5,308
受取配当金	6,670
不動産賃貸料	161,523
固定資産賃貸料	46,560
その他の営業外収益	48,400
営業外費用	
支払利息	36
支払手数料	21,260
自己株式処分費用	58,347
不動産賃貸費用	109,251
その他の営業外費用	3,897
経常利益	192,792
特別利益	
特定資産売却益	3,513
特別損失	
減損損失	10,970
固定資産売却損	8,171
固定資産除却損	39,761
関係会社株式評価損	224,539
関係会社貸倒引当金繰入額	701,234
その他の特別損失	51,360
税引前当期純利益	1,036,037
法人税、住民税及び事業税	3,680,593
法人税等調整額	△39,270
当期純利益	7,634,353

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年4月1日残高	674,000	680,008	680,008
事業年度中の変動額			
新株の発行	26,530	26,530	26,530
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
自己株式の処分	-	△306,901	△306,901
自己株式処分差益の振替	-	306,901	306,901
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-
事業年度中の変動額合計	26,530	26,530	26,530
2025年3月31日残高	700,530	706,538	706,538

	株 主 資 本			
	利益準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
		そ の 他 利 益 剰 余 金		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2024年4月1日残高	30,000	20,000,000	18,443,799	38,473,799
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△2,070,104	△2,070,104
当期純利益	-	-	7,634,353	7,634,353
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
自己株式処分差益の振替	-	-	△306,901	△306,901
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	5,257,348	5,257,348
2025年3月31日残高	30,000	20,000,000	23,701,147	43,731,147

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2024年4月1日残高	△2,713	39,825,094	21,557	39,846,651
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行	—	53,061	—	53,061
剰 余 金 の 配 当	—	△2,070,104	—	△2,070,104
当 期 純 利 益	—	7,634,353	—	7,634,353
自 己 株 式 の 取 得	△3,100,552	△3,100,552	—	△3,100,552
自 己 株 式 の 処 分	2,251,803	1,944,901	—	1,944,901
自己株式処分差益の振替	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	2,335	2,335
事業年度中の変動額合計	△848,749	4,461,659	2,335	4,463,995
2025年3月31日残高	△851,463	44,286,753	23,892	44,310,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ダイコク電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイコク電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイコク電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ダイコク電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイコク電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

ダイコク電機株式会社 監査役会

常勤監査役	西尾光生	Ⓔ
社外監査役	中島健一	Ⓔ
社外監査役	森田幸典	Ⓔ
社外監査役	今井宣之	Ⓔ

以上

